

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は経営の健全化、透明性、効率性を意識し、上場企業として利害関係者の方々の満足度を高めることを常に念頭におき、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査役会で実施しております。  
当社の取締役会は、取締役5名で構成し、毎月1回の定例取締役会のほか、週1～2回の各部門の責任者との経営会議、その他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。監査役会は、監査役3名で構成し、3名ともに社外監査役であります。取締役会はもとより社内的重要な会議に出席し、会社の状況及び経営の執行状況についても監査を実施しているほか、監査役相互に密接な情報交換を行うなど経営監視機能の充実に努めております。また、海外子会社につきましても、グループの経営方針及び各基本方針を周知徹底させ、業務の適正を確保する体制を構築し、グループの懸案事項について素早い意思決定を行い、稟議決済など、適切な報告及び承認体制を整備しております。これにより、迅速な意思決定と経営監視が十分に機能していると判断し、現在の体制を採用しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エスティオ	2,037,000	51.44
深沢 栄二	252,218	6.37
株式会社光彩工芸	214,650	5.42
谷口 登	64,000	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	39,000	0.98
株式会社SBI証券	33,000	0.83
株式会社さが美	30,000	0.76
平沢 隆	28,000	0.71
株式会社ナガホリ	27,000	0.68
林 泰男	25,000	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	株式会社エスティオ (非上場)
--------	-----------------

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	東京 JASDAQ
--	-----------

決算期	1月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針** 更新

株式会社エスティオは、当社の議決権の54.54%を所有しておりますが、事業活動を行う上で承認事項など、同社からの制約はありません。株式会社エスティオは保険代理業を行っており、損害保険の一部について当社と取引はありますが、取引条件は一般的な取引と同等の条件であります。その他においては取締役の兼任など人的関係はありません。当社と支配株主等との間で少数株主の利益に相反する恐れのある取引を行う場合は、当社取締役会において適正に審議し、少数株主の保護に努めております。

**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

特にありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木真	弁護士													
金井公克	他の会社の出身者													
加藤雄一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木真		_____	同氏は、弁護士・公認会計士・税理士として法務及び税務・会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の取締役に適任であると判断したため選任しております。
金井公克		_____	同氏は、長年にわたる会社経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の取締役に適任であると判断したため選任しております。
加藤雄一		_____	同氏は、長年にわたる会社経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の取締役に適任であると判断したため選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、経営企画室が担当しており、年間計画に基づく内部監査を実施しております。監査結果は取締役会及び監査役会に報告しております。

監査役会は、監査役3名で構成しております。上記コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に記載の内容以外にも、常勤監査役は、更に、経営の妥当性を高めていく観点から、内部監査を適宜実施することにより業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証し、経営者に対して助言や提言をしております。また、取締役会、臨時取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、稟議書等の業務執行に関する重要な文章を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるとします。なお、適宜、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士と相互に連携し監査を実施し、情報の交換を行うなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河西周一	他の会社の出身者													
長沢一巳	その他													
埴原一也	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河西周一		—	当社と社外監査役の間に特別な利害関係がなく、金融機関における幅広い経験や知識を有しており、当社の監査役に適任であると判断したため選任しております。
長沢一巳		—	当社の株式を11,000株保有している以外には、当社と社外監査役の間に特別な利害関係がなく、経営者として幅広い経験や知識を有しており、当社の監査役に適任であると判断したため選任しております。
埴原一也	○	—	当社と社外監査役の間に特別な利害関係がなく、弁護士としての幅広い経験と知識を有しており、当社の監査役に適任であると判断したため。また、独立役員としての公平性、独立性を確保

出来る人物であると判断したため、独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

導入の検討はしておりますが、現在のところ導入には至っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議を経て報酬限度額を決定しております。その限度額の範囲内において、当社所定の一定の基準に基づき各役員の報酬を決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、取締役会の他、開示資料、監査法人のレポートなどの資料を随時配布するなど、取締役相互に密接な情報交換を行っております。常勤監査役以外の社外監査役に対しては、監査役会の他、開示資料、監査法人のレポートなどの資料を随時配布するなど、監査役相互に密接な情報交換を行っております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査役会で実施しております。当社の取締役会は、取締役5名で構成し、毎月1回の定例取締役会のほか、週1~2回の各部門の責任者との経営会議、その他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。監査役会は、監査役3名で構成し、3名ともに社外監査役であります。取締役会はもとより社内の重要な会議に出席し、会社の状況及び経営の執行状況についても監査を実施しているほか、監査役相互に密接な情報交換を行うなど経営監視機能の充実を図っております。また、海外子会社につきましても、グループの経営方針及び各基本方針を周知徹底させ、業務の適正を確保する体制を構築し、グループの懸念事項について素早い意思決定を行い、稟議決済など、適切な報告及び承認体制を整備しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2.(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)に記載の体制により、迅速な意思決定と経営監視が十分に機能していると判断し、現在の体制を採用しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	1月決算会社は全体数が少ないため、集中日を回避した開催が可能です。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信等の開示資料や、会社説明会資料など、随時最新ものを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関するお問合せ窓口は、管理部 総務課となっております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	就業規則の厳格化や、従業員及び取引先との秘密保持契約締結等、コンプライアンスへの対応を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示、最新のIR資料のホームページ掲載など、ステークホルダーに対しての情報提供に努めております。
その他	現在、役員への女性登用はありませんが、過去の役員登用実績はあります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、会社の経営の基本方針を当社の行動規範とすると共に、関連社内規程を整備し、全役員に周知徹底させていきます。  
取締役及び使用人との秘密保持契約締結など、コンプライアンスへの対応を行っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関しては、関連社内規程を整備し、適切に管理、保存を行います。  
取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる体制を整備しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクマネジメントの対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する社内規程の整備を行います。  
組織横断的なリスク状況の監視及び対応体制を構築します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うこととします。  
上記の他に、臨時取締役会及び毎月開催される、社長と各部門の管理責任者で構成される会議に出席し、各部門における懸案事項について素早い意思決定が可能となっております。
5. 監査役を補助すべき使用人  
現在、監査役を補助すべき使用人はおりません。必要に応じて、監査役の業務補助のため、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定するものとします。
6. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告を行います。また、常勤監査役は、取締役会、臨時取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、稟議書等の業務執行に関する重要な文章を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることとします。なお、監査役は、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士と相互に連携し監査を実施し、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、関係を持たない事を基本方針としております。また、警察、顧問弁護士、その他の関係機関との連携を図り、情報収集と安全確保に努めております。また、関係機関から配布される手引書により、社内に対する周知徹底に努めております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特にありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。